

援発第四五六号

昭和二十九年八月十一日

厚生省引揚援護局長

舞鶴地方引揚援護局長

佐世保、門司、広島、神戸、函館検疫所長

援護所長

殿

沖縄地域関係者の帰還者名簿等の作成について

今般未帰還者留守家族等援護法（以下「法」といふ）が硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む）の地域（以下「沖縄地域」といふ）に居住する者に対して適用されることとなり、右に関する法施行事務は当局において取り扱うこととなつたが、これら法施行事務のうちの一部は貴局（所）において実施することとしたので、左記事項御了知の上事務処理上遺憾のないようにせられたい。

一 未帰還者が帰還した場合において、帰還者の本籍地又は帰郷地が沖縄地域であるときは、帰還者の氏名、生年月日、本籍地及び帰郷地を記載した「沖縄地域関係帰還者名簿」を当局あてに送付すること。

二 本年三月二十日援引第二一七号通知に基く「持ち帰り遺骨調書」を当局に対しても送付すること。この場合、当局に送付する当該調書には、未復員者のうち、沖縄地域に本籍地を有する者又は本籍地の判明しないう者の遺骨についても記載すること。